

## 第2回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成28年10月3日（月）
2. 場所：中央合同庁舎4号館12階共用1203会議室

○司会 それでは、第2回行政手続部会後の記者会見を行います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎及び大槻が行います。

それでは、よろしく願いいたします。

○石崎参事官 それでは、第2回行政手続部会についてのレクということで行わせていただきます。

資料として、第1回行政手続部会議事次第以下が配付されていると思います。議事にありますとおり、1としては「他部局における先行的取組の検討状況」ということで、内閣府及び日本再生本部から、それぞれの取組状況の報告がありました。

具体的には、参考資料1にありますとおり、規制改革については3段階で進めることになっていまして、最初のところが外国企業向けの規制改革行政手続の簡素化。2番目が国内向けの先行的な取組。これを年内に取りまとめる。3番目が規制・行政手続について、本格的に年度内に目標と分野を決めるということですが、そのうちの最初の2つについての報告がありました。

最初の報告につきましては、資料に記載のとおりであります。

所要のワーキング・グループを対日直接投資推進会議の下に設けまして、ワーキング・グループを開催している。

ページをめくっていただきますと、3ポツに趣旨、外国企業から、投資環境の阻害要因として、行政手続や規制の負担感を指摘する声が多いということ。

横長の資料の4ページ目にジェトロが本年6月に外国企業向けにやったアンケート調査の結果。会社登記の手続について、税務ですとか社会保険ですとか、そういった中でどれが特に負担に感じるかということについて調べたもの。

その次の5ページ目に、外国企業等から見た課題の例が記載してあります。

日本再生本部のペーパーでありますけれども、未来投資会議というものを先月設けまして、その中でワーキング・グループを設けたということで、その中で出てきた論点ですとか、各省から調整して抽出される論点を今後取りまとめていって、年末の先行的な取組をつくっていききたいといった報告がありました。

資料2以降が私ども事務局が作成した資料であります。

資料2として「諸外国における行政手続コスト削減に向けた取組」ということであります。前回、欧米諸国における行政手続コスト削減の取組について総括的な表をまとめたのですけれども、その中で主要な国についての国別の取組についてまとめたものが資料2で

あります。大分分厚い資料なので、かいつまんで説明します。

ページをめくっていただきまして、2ページ目はイギリスであります。イギリスは、削減対象に書いてありますとおり、2005年から2010年に向けて行政手続コストを削減した。削減の方法としては、各省一律で25%の行政手続コストを、これは事業者が行政手続、申請書をつくったりとか、行政側の負担ではなく、事業者側の負担を25%削減するというのを2005年5月に決定して、その後、標準的な費用モデルを使いまして、実際に幾らかかっているかを計測した上で、どういった取組をやるかまとめていった。ある種、初めにトップダウン的に25%削減をつくってから、標準的費用モデルで試算を始めていったというのがイギリスのやり方であるということでもあります。

その後のページは、前回、行政手続部会の中で公表した資料ですので、説明は割愛しませんが、6ページ目、2015年以降の取組としては、100億ポンドという削減額を、それまでは25%という目標だったのですけれども、金額で目標をつくったですとか、さらにめくっていただきまして、8ページ目の後半で言うと、One-in, Three-outと言って、新しい規制強化を1つ入れる、事業者に1ポンドの負担をかけるときには、ほかの規制緩和を行って、3ポンド分の規制緩和を行わなければならないということをイギリスでは設けてある。One-in-OneからOne-in-Two、One-in-Threeということで、だんだん規制緩和を強化しているということでありまして、9ページに具体的にどの省庁でどのぐらい事業者コストを削減して、増えた分もあるわけですが、増えた分、減った分が差し引きで、ネットで削減になっているですとか、規制を119入れて、213件の規制を緩和したということなので、大体1つの規制を入れて、2つの規制を緩和したことになるといったところが載っております。

デンマークにつきましても、前回の資料でほとんど提出しているのですけれども、デンマークで言いますと、11ページにE-BOKSと言いまして、デンマーク政府は、企業とか個人向けに電子私書箱を持つように義務づけて、行政との情報のやりとりは電子私書箱でやっているということが示されております。

12ページのドイツを見ていきますと、ドイツも同じように25%行政手続コストを削減するという目標を立てまして、具体的な取組は12ページから13ページ、14ページあたりに書いてあります。

16ページまで飛びますと、ドイツでもイギリスに倣って、One-in One-out Ruleということで、1つ規制を入れたら、1つ外すという規制緩和の方式を導入しているといったところがあります。

17ページ以降がカナダです。カナダで見ますと、17ページの②の削減目標にありますとおり、20%削減という目標を定めたといったところでもあります。

飛びまして、20ページからは米国であります。第1回の記者レクの中でも御質問がありましたが、アメリカの場合はコストではなくて、時間で見ていまして、1つの書類をつくるのに事業者がどれだけ時間をかけたかを算出して、事業者が1つの書類をつくるのにか

ける時間を減らすことを目標にしている、後半にありますように、1980年にそういった法律をつくった後、削減目標を制定してきているという歴史があることが示されております。

それが大体、各国の状況であります。

23ページにヨーロッパ流の標準的費用モデル。これで事業者にどういった負担をかけているのかということ、どういった義務について見ているのかということ、日本の場合は規制・行政手続ということ、通常、許認可とか届出が想定されるわけですけれども、そういったところに限らず、1にありますように税務の申告ですとか、6にあるような補助金の申請あるいは検査・監査への協力ですとか、省エネの表示規制みたいな第三者宛ての表示規制とか、割と広目に情報提供義務を規定して、それで削減目標を決めているという例があって、OECDでつくった標準的なマニュアルではそのように紹介されています。

最後に28ページ、日本でどういった行政手続コスト削減の手法にするのかという意味では、こうした調査をさらに深掘りするということがありまして、記載の国々に対して調査をかけまして、11月末ぐらいに取りまとめて、12月の部会で報告をしていく。そのような段取りを決めております。

その次の「規制・行政手続コスト」については大槻参事官からお願いします。

○大槻参事官 資料3を御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、日本再興戦略では「規制・行政手続コストの削減」と置かれていますのですが、「規制・行政手続コスト」についてそれ以上詳しい説明がないものですから、これをどのように考えていくのかを検討しなければいけないということがございます。

2ページ目、削減の対象とする「規制・行政手続」、規制・行政手続の範囲をどう考えるかということなのですが、外国のSCMマニュアルでは、情報提供義務と書いていますが、法令に基づき事業者に課される情報提供義務ということを対象としています。

(2)ですけれども、我が国においてこれに相当するものをどのように考えたらいいかということ、で、「規制・行政手続」という言葉ですので、普通に考えて、規制に基づく行政手続がその中心的なものと考えられるということなのですが、それにはまず、規制とは何かということがございます。

①ですけれども、規制の定義は、現行法制上の政策評価法という法律がありまして、これに基づいて行われる事前評価の対象が決まっていますが、そこで「国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する採用（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の総務省令で定めるものに係る作用を除く。）」とされているのが唯一の例であります。

3ページ目は条文です。

4ページ目、行政手続は何かということなのですが、行政手続法という法律があるのですが、現行法制上、行政手続そのものを定義しているものはございません。そこで、参考になるものということで、オンライン化法という法律があるのですが、ここにおいて定義されている「手続等」という言葉が考えられます。

下に条文がありますけれども、この「手続等」というのは、申請等、かなり広い範囲をカバーしている法律です。

5 ページ目、行政手続というのは、行政機関に関する手続と考えられますが、最後に行政機関の範囲をどう考えるのかということを検討する必要があります。行政機関を定義している法律は複数あるのですけれども、手続等の定義がありますオンライン化法におきましては、以下に行政機関の定義がされているということで、地方公共団体だとか、独法なども含まれる広い定義になっております。

6 ページ目、今申しましたようなことを参考にして、コスト削減の対象とする「規制・行政手続」の範囲を考えていくということで、個別に考えていこうとしているところです。

最初に「ア オンライン化法の『手続等』」とありますけれども、この中には申請とか届出という言葉がございます。これは、申請書なり届出書をつくるというコストが生じるものであります。典型的な規制でありますので、こういった規制に基づく手続は今回のコスト削減の対象であろうということで、＜削減の対象（○）＞としています。

ただ、この中には、通常規制とは考えられないもの、不服申立て、税、補助金等も含まれますので、その手続に着目した場合、コスト削減の対象とするかの検討をする必要があるということで、＜検討が必要（△）＞としています。

これを外国のSCMマニュアルに見ますと、これが情報提供義務として例示されているということがあります。

それから「その他の通知」というカテゴリーがありまして、これは2つに分かれるのですが、最初は苦情の申出とか請願等なのですけれども、これらは任意の手続で、通常、規制とは考えられませんが、こういったものをどう考えるかということで、＜検討が必要（△）＞としています。

2番目に「行政機関の処分により情報提供義務を課すもの」とありますけれども、具体的には、監督行政上、報告命令を行うものなどがあります。こういったものにつきましては、通常、行政機関に広い裁量を与えられているもの、また、業務遂行上必要となる情報を入手するためのものということであり、こういったことを踏まえてどう考えるかということがあります。

「処分通知等、縦覧等、作成等」とありますが、これは行政機関が事業者に対して処分を通知したり、あるいは事業者が何かを縦覧できるように行政機関が情報を与えるとか、行政機関自身が書類を作成するということなのですが、こういったものは行政機関が行うものですから、事業者が負担する手続は直接ないということで、＜削減の対象外（×）＞としております。

7 ページ目、次に「イ 『手続等』には該当しないものの事業者に負担を与える行政手続」ということで、「手数料及び税の納付」がございます。これらも通常、規制とは考えられていませんが、電子納付がオンライン化法の整備法で措置されたという経緯を踏まえますと、どのように考えるのかということでもあります。

「ウ 『手続等』には該当しないものの事業者に義務を課しているその他の事項」ということで、事業者に対する規制そのもの、あるいは民－民間の規制のようなものでございます。

最初に「書類の表示」とありますけれども、例として、通信販売のときは、商品価格等を広告に表示しなければいけないという義務があるのですが、こういったものでございます。行政機関に対して事業者が書類を提出するものではないのですが、実質的に事務作業上の負担となっている場合があるのではないかと考えています。

また、外国のSCMマニュアルにおいても、情報提供義務として例示されていますが、今後さらに海外調査を踏まえて議論をする必要があるということでもあります。

8 ページ目、「書類の作成・保存」あるいは「本人確認義務」も行政機関に対し書類を提出するものではありませんが、どのように考えていくかということでもあります。

最後に「不作為義務」というものがありまして、これは事業者に一定の行動をとらないことを義務づけるものでありますので、直接、事業者にはコストは発生しないだろうということで、＜削減の対象外（×）＞としています。

9 ページ目、行政機関等の範囲をどのように検討するかということで、最初は「国の行政機関」ですけれども、オンライン化法の定義もあるのですが、こういった範囲で適切かということはあるのですが、これは基本的には入るのだろうということで、＜削減の対象（○）＞にしています。

「独立行政法人等（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び指定法人）」ですが、これらの法人に対する手続につきましては、法令を根拠とするものならば、国の行政機関に対するものと同様に検討する必要があるのではないかと考えています。

立法府・司法府は、＜削減の対象外（×）＞としております。

10 ページ目、地方公共団体ですけれども、法令に根拠があるものにつきましては、国の法令に基づいて実施されていることから、国の行政機関に対する手続と同様に対象とすることが適切ということ。ただし、地方自治の趣旨を踏まえ、地方の事務に関する目標設定を国が行うことが適切かどうか等々を検討する必要があるということで、＜削減の対象（○）＞、ただし、手法について幅広く検討する必要あり（△）＞としております。

条例・規則に根拠があるものも、やはり地方自治への配慮の観点から、対象とはしないという考え方もできる。一方で、事業者目線で見ただけの場合、何に規定されているかによって、事業者の負担に違いはないことをどのように考えるか。また、事業者において具体的にどのような手続が負担と考えられているか、地方自治の趣旨をどのように踏まえることが適切かも含めて、幅広く検討する必要があるということにしております。

11 ページ目、「削減の対象とするコスト」の範囲をどう考えるかということなのですが、外国は、行政手続コスト（規制等を遵守するために企業において発生する事務作業等の費用）を掲げています。日本においては、政策評価法に基づきまして、規制の新設、改廃の際に求められる事前評価において費用を分析することになってはいますが、その費用

の中で、行政への申請費用（書類の作成や提出等）ということがありますので、これが諸外国で言う、行政手続コストに相当するのだらうと思います。

12ページ目、申請費用を中心ということなのですが、逆に、行政側において発生する人件費等の行政費用、これは事業者が直接負担するコストではないから、削減対象のコストについては行政の申請費用が中心ではないかということ掲げています。

なお、「国民や事業者内部における費用（設備の導入や維持等）」、こういったものとか、「広く社会経済全体や環境等に対する負の影響」については、諸外国の動向も見ながら、今後さらに検討が必要と考えております。

最後、13ページは、参考資料で、規制・行政手続というのはそもそも何なのかということにつきまして、総務省とIT戦略室が一定の取組を行っております。

総務省のほうは、許認可等の統一的な把握と言いまして、許認可等の根拠条項数を調査したものです。これは、別途公示されておまして、平成27年4月時点で1万4,908件ございます。

IT戦略室のほうは、法令等により書面による保存、交付等が規定されている手続等の状況ということで、法令等に基づく全手続等のオンライン化の状況を調査しているもので、手続の名称、根拠法令、オンライン化の状況等々を把握しています。手続数は、官民の間の手続が1万9,350件、地方—民の間が1万4,156件、民—民の間が3,005件となっています。行政機関間で行われる手続等の把握も含めて、包括的にされております。

資料3は以上です。

最後に、資料4の説明を申し上げましてから、御質問があればということで、させていただきたいと思います。

資料4「事業者ニーズの把握の進め方」ということで、下のほうに「以下の取組を行うこととしたい」とありますが、3点のやり方を考えております。

1番目は、事業者に対する、アンケート調査の実施。

2番目が、団体等からの意見聴取ということで、経済団体、士業団体、政府関係機関、有識者、それぞれお立場がありますので、そういった立場から意見聴取をしたい。

3番目が、内閣府のホームページを活用した意見募集ということで、現状は、規制改革のホットラインというものがあるのですが、それとは別に、内閣府のホームページにおいて、時期を決めて、国民から幅広く意見募集を行うことを考えております。

最後のページですけれども、アンケート調査の実施（案）ということで、具体的には、2の質問項目のところにあるのですが、1番目として「規制・行政手続のどのような点に負担を感じているか」ということを聞こうと考えています。例えば「手続に要する時間」ということで「回答までの時間が長い、所要時間が事前に示されていない」あるいは「申請様式」につきましては「記載欄が多い、分かりにくい」といったことを伺いたいと考えております。

2番目が「負担を感じている、具体的な規制・行政手続は何か」ということで、事業の

ライフサイクルに着目しまして、事業開始時、継続時、事業拡大時、事業の終了／承継時の各手続につきまして、聞いてまいりたいと考えております。

※にしてあるのですが、事業者団体と協力しながらやっていくということですので、具体的には、個々の事業者団体の意見を聞きながら、質問項目についてはさらに考えて進めていくということにしています。

以上です。

○石崎参事官 最後に、参考資料2を見ていただければと思います。

行政手続部会の今後の進め方ですけれども、本日、第2回をやりまして、今、言及がありました関係団体のヒアリングを10月後半以降にやろうと思っております。その後、事業者ニーズの整理ということで、アンケート調査の結果の整理ですとか、海外調査の結果の整理をやって、削減手法ですとか、目標、重点分野を検討していく。このような段取りでやろうと考えております。

以上です。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思えます。

御質問のある方は、挙手の上、当てられましたら、お名前と御所属をお話しの上、御質問ください。いかがでしょうか。

○記者 共同通信のタキモトと申します。よろしく申し上げます。

事業者ニーズの把握でアンケート調査をやられるということなのですが、これはどれぐらいのサンプルを集めようと考えていらっしゃるのでしょうか。

○石崎参事官 経済団体にこれからお願いすることになりますので、具体的な数字につきましては、その中で調整していくことになると思えます。

○記者 ありがとうございます。

もう一点、第3回と第4回でヒアリングをやられるということなのですが、特に、次の第3回でヒアリングされる予定の関係団体というのはどこですか。

○石崎参事官 まだこれは調整中でありまして、主に土行の方々が3回目かなと思っております。4回目は経済団体のようなところで考えていますけれども、具体的なところは今、団体と調整中でありまして。

○司会 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、第2回行政手続部会の記者会見を終了いたします。

ありがとうございました。